

法務省民二第2693号

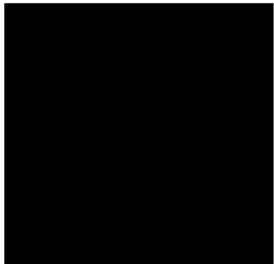
平成19年12月12日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

日本郵政公社共済組合から日本郵政共済組合への名称変更に伴う抵当権の登記の  
抹消の手続について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり日本郵政共済組合本部長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



郵共七第542号  
平成19年12月6日

法務省民事局長  
[redacted] 殿

日本郵政共済組合本部長 [redacted]  
[redacted]

日本郵政公社共済組合から日本郵政共済組合への名称変更に伴う抵当権の登記の抹消の手続について（照会）

中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160条）第1324条第1項の規定により、郵政省共済組合は平成13年1月6日に郵政共済組合に、日本郵政公社法施行法（平成14年法律第98号）附則第28条第1項の規定により、郵政共済組合は平成15年4月1日に日本郵政公社共済組合に、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第93条第1項の規定により、日本郵政公社共済組合は平成19年10月1日から日本郵政共済組合（以下「組合」という。）となりました。

つきましては、同日以降、組合が登記名義人である抵当権の登記の抹消を申請する場合、添付情報として登記済証（登記済証を提供することができないときにあつては、組合代表者の印鑑証明書）及び組合の履歴事項全部証明書のほか、別添の登記原因証明情報、証明書及び代理権限証書を提供することにより、登記手続を行って差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局の登記官にその旨周知方よろしくお願いいたします。

# 登記原因証明情報

## 1 当事者及び不動産等

### (1) 対象となる抵当権の登記

昭和 年 月 日受付第 号

### (2) 当事者

権利者(甲) (住 所)  
(氏 名)

義務者(乙) 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号  
日本郵政共済組合代表者

### (3) 不動産

建 物 の 表 示  
所 在 (住 所)  
家 屋 番 号 (番地番号)  
種 類 居宅  
構 造 ○○○建  
床 面 積 1階 ○○. ○○m<sup>2</sup>  
2階 ○○. ○○m<sup>2</sup>

## 2 登記の原因となる事実又は法律行為

甲と乙は、上記不動産につき、平成 年 月 日、本件抵当権の設定契約を合意により解除した。

平成 年 月 日

(設定者)

住所 (住 所)  
氏名 (氏 名)

(抵当権者)

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号  
日本郵政共済組合代表者

## 日本郵政共済組合と郵政省共済組合の同一性等について

### 1 日本郵政共済組合と郵政省共済組合の同一性

郵政共済組合は、中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）第1324条第1項の規定により、郵政省共済組合から郵政共済組合へ同一性をもって存続することとなった。

日本郵政公社共済組合は、日本郵政公社法施行法（平成14年法律第98号）附則第28条第1項の規定により、郵政共済組合から日本郵政公社共済組合へ同一性をもって存続することとなった。

日本郵政共済組合は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第93条第1項の規定により、日本郵政公社共済組合から日本郵政共済組合へ同一性をもって存続することとなった。

### 2 法人格

法人格は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）附則第20条の3第4項の規定により適用することとされる同法第4条の規定により与えられている。

### 3 法人登記

平成19年9月までは、国家公務員共済組合法に特段の定めがないため、法人登記は行っていなかったが、平成19年10月に施行された郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された国家公務員共済組合法附則第20条の4の規定により法人登記を行った。

### 4 日本郵政共済組合の代表者

国家公務員共済組合法第20条の3第4項の規定により読み替えられた同法第8条第1項の規定により、郵政会社等が郵政会社等を代表する者として財務大臣に届け出た者が日本郵政共済組合の代表者に定められた。

5 所在地

主たる事務所の住所の誤記を修正した。

修正前 東京都港区麻布飯倉六丁目13番地

修正後 東京都港区麻布飯倉町六丁目13番地

昭和44年9月1日主たる事務所の移転に伴い住所が変更された。

旧住所 東京都港区麻布飯倉町六丁目13番地

新住所 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

上記記載事項は、事実と相違ない事を証明する。

平成 年 月 日

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

日本郵政共済組合代表者



# 委任状

私儀（住所氏名）を以って代理人と定め、下記物件について平成〇〇年〇〇月〇〇日を以って抵当権を解除したので、昭和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇号の抵当権の設定の登記の抹消の申請に関する権限を委任する。

上記について復代理人を選任することの権限を委任する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号  
日本郵政共済組合代表者



## 記

### 物件の表示

#### 主たる建物の表示

所在 (住所)

家屋番号 (番地番号)

種類 居宅

構造 (〇〇〇〇〇建)

床面積 1階 〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>  
2階 〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>

法務省民二第2692号

平成19年12月12日

日本郵政共済組合本部長

殿

法務省民事局長

日本郵政公社共済組合から日本郵政共済組合への名称変更に伴う抵当権の登記の抹消の手続について（回答）

平成19年12月6日付け郵共セ第542号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨、法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

法務省民商第2722号

平成19年12月14日

法務局民事行政部長 殿

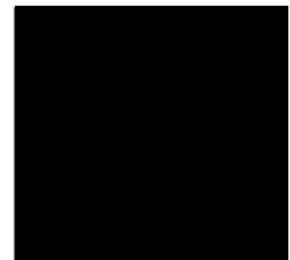
(除く東京)

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局商事課長

管轄外からの本店移転の登記後旧本店所在地においても登記がされていた  
登記の更正又は抹消の申請があった場合等の取扱いについて（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、  
別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願  
います。





法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

管轄外からの本店移転の登記後旧本店所在地においても登記がされていた登記の更正又は抹消の申請があった場合等の取扱いについて（照会）

標記について、下記のとおり取り扱うべきと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

記

- 1 旧本店所在地における取締役の重任の登記事項の一部に錯誤又は遺漏があり、更正登記の申請があった場合

更正登記の申請書に旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書、申請書及び添付書面が錯誤又は遺漏により作成されたことを証する会社代表者（印鑑届出人に限る。）の上申書（添付書面の作成者と相違する場合には作成者全員の上申書及び市区町村長の印鑑証明書を含む。）並びに錯誤又は遺漏により作成された添付書面に代え新たに作成された添付書面が添付されていれば、当該錯誤又は遺漏による登記後に更に当該取締役について重任又は退任による変更の登記がされている場合を除き、受理して差し支えない。

また、当該登記の更正をする場合には、登記すべき事項を記録し、更正すべき事項を抹消する記号を記録する。なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して更正することは要しない。

- 2 旧本店所在地における取締役の重任の登記事項全部に錯誤があり、抹消登記の申請があった場合

抹消登記の申請書に旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書並びに申請書及び添付書面が錯誤により作成されたことを証する会社代表者（印鑑届

出人に限る。)の上申書(添付書面の作成者と相違する場合には作成者全員の  
上申書及び市区町村長の印鑑証明書を含む。)が添付されていれば、当該錯誤  
による登記後に更に当該取締役について重任又は退任による変更の登記がされ  
ている場合を除き、受理して差し支えない。

また、当該登記の抹消をする場合には、更正すべき登記事項を抹消する記号  
(原因年月日は「年月日重任登記抹消」の振り合いで記録する。)を記録し、  
旧本店所在地において抹消する記号が記録された取締役の登記を回復する。

なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して抹消することは要しない。

3 旧本店所在地における資本金の額の登記に錯誤があり、抹消登記及び変更登  
記の申請があった場合

抹消登記の申請書に旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書の添付  
を要するほかは、本年12月3日付け民商第2583号貴職回答のとおりであ  
る。

なお、当該登記の抹消をする場合には、抹消すべき登記事項を抹消する記号  
を記録し、旧本店所在地において抹消する記号が記録された資本金の額の登記  
を回復した上で、当該変更登記を行う。

なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して抹消することは要しない。

4 旧本店所在地における資本金の額の登記に錯誤があり、更正登記の申請があ  
った場合

更正登記の申請書に旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書の添付  
を要するほかは、本年12月3日付け民商第2585号貴職回答のとおりであ  
る。

また、当該登記の更正をする場合には、登記すべき事項を記録し、更正すべ  
き事項を抹消する記号を記録する。

なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して更正することは要しない。

5 旧本店所在地における取締役の解任の登記について解任決議無効の判決確定  
による登記の嘱託があった場合

当該登記をする場合には、旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書  
を参照し、解任登記、解任登記により抹消する記号が記録された取締役の登記  
及びその登記により抹消する記号が記録された取締役の登記(原因年月日の記  
録は不要)を移記(登記年月日は「年月日移記」の振り合いで記録する。)し  
た上で、当該嘱託登記をする。

なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して登記することは要しない。

別紙 2

法務省民商第 2721 号

平成 19 年 12 月 14 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

管轄外からの本店移転の登記後旧本店所在地においても登記がされていた  
登記の更正又は抹消の申請があった場合等の取扱いについて（回答）

本月 10 日付け 1 法登記 1 第 856 号をもって照会のあった標記の件について  
は、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

なお、この場合の記録例は別紙のとおりと考えます。

別紙

1

- ・本店移転の際移記した重任年月日「平成18年10月1日」を「平成18年10月2日」と更正する場合

役員に関する事項	取締役 ○ ○ ○ ○	平成18年10月 1日重任
		平成18年10月 2日重任
		平成19年10月19日更正

- ・重任登記の遺漏について新本店所在地で更正登記をする場合

役員に関する事項	取締役 ○ ○ ○ ○	平成18年10月 1日重任
		平成19年10月19日更正

2

役員に関する事項	取締役 ○ ○ ○ ○	平成18年10月 1日重任
		平成19年10月19日重任 登記抹消
	取締役 ○ ○ ○ ○	平成19年10月19日更正
		平成16年10月 1日重任 平成19年10月19日更正 により回復

3

資本金の額	金2000万円	平成19年〇〇月〇〇日抹消
	金1000万円	平成19年〇〇月〇〇日回復
	金3000万円	平成19年〇〇月〇〇日変更 平成19年〇〇月〇〇日登記

※旧本店所在地での登記事項は、「金1000万円」→「金2000万円」との変遷をたどっているとの前提で、旧本店所在地における変更前の資本金をまず回復し、再度変更登記を行う。

4

資本金の額	金3000万円	
	金2000万円	平成19年〇〇月〇〇日更正

※旧本店所在地での登記事項は、「金1000万円」→「金3000万円」との変遷をたどっているとの前提である。

役員に関する事項	取締役	○ ○ ○ ○	
			平成19年10月19日移記
			平成18年10月 1日重任
			平成19年10月19日移記
			平成19年 4月 1日解任
			平成19年10月19日移記
	取締役	○ ○ ○ ○	平成19年10月 1日東京 地方裁判所の解任決議無効の 判決確定
			平成19年10月19日登記

※解任前及び解任時の登記事項を嘱託登記の前提として移記し、その上で嘱託登記を登記する。

法務省民商第2738号

平成19年12月18日

法務局民事行政部長 殿

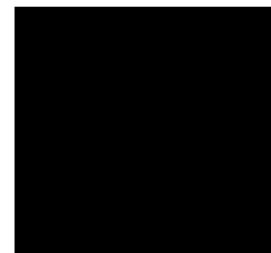
(除く東京)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

一つの分割会社が複数の承継会社との間で吸収分割をする場合の登記の取扱いについて（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。





別紙1

1法登記1第865号

平成19年12月12日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

一つの分割会社が複数の承継会社との間で吸収分割をする場合の登記の取扱いについて（照会）

標記について、一つの分割会社が複数の承継会社との間でそれぞれ締結した吸収分割契約に基づく各吸収分割手続を同時期に平行して行うことは可能であると解される所、上記各吸収分割はそれぞれ別個のものであることから、この場合における分割会社の変更登記については、各吸収分割会社ごとに、各承継会社がする吸収分割による変更の登記と同時にそれぞれ申請しなければならず（商業登記法第87条第2項）、かつ、分割会社の本店所在地と承継会社の本店所在地とが異なる登記所の管轄区域内にあるときは、承継会社の管轄登記所を經由して（商業登記法第87条第1項）それぞれ申請することを要するものと解されますが、いささか疑義がありますので照会します。

なお、分割会社が吸収分割と同時に資本金の額を減少した場合にする変更の登記については、いずれかの吸収分割による変更の登記と併せて申請すれば、登録免許税は別途課されないものと解されますが、これについても併せて照会します。

別紙 2

法務省民商第 2737 号

平成 19 年 12 月 18 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

一つの分割会社が複数の承継会社との間で吸収分割をする場合の登記の取扱いについて（回答）

本月 12 日付け 1 法登記 1 第 865 号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。